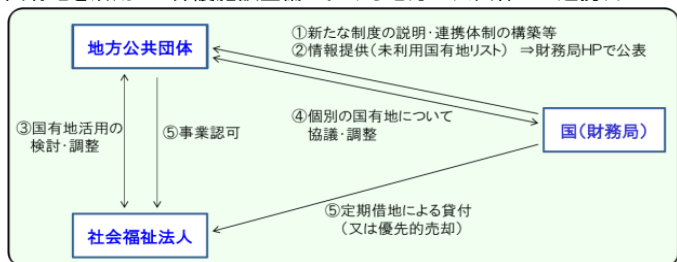


- ◆ 一億総活躍国民会議で取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日)において、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、「高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保」が掲げられ、その中で「**用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用を行うことにより介護施設等の整備を促進する**」こととされているところ。
- ◆ 関東財務局及び東京・横浜・千葉財務事務所では、これを受け、関係地方公共団体に対し、介護施設整備での国有地の積極的な活用を要請するとともに、利用可能な国有地に関する情報提供を行い、併せて、情報提供した国有地を当局HPにおいて公表することとした。
- ◆ 今後も、当局では、**関係地方公共団体との連携の下**、介護施設整備に係る国有地の有効活用について、適切に進めるよう取り組んでいく。

1. 成果事例の概要等

- 財務省における介護施設整備に係る国有地活用策について
 - ① 介護施設整備に利用可能な国有地の情報提供
介護施設整備に利用可能な国有地について、関係地方公共団体に対して、前広に情報提供する。
 - ② 介護施設整備における初期投資の負担軽減
初期投資の負担軽減を図るため、平成28年1月1日以降、定期借地権による貸付契約を締結する場合は、貸付始期から10年間、貸付料を減額(5割を限度)する。
- 地方公共団体との連携
 - ① 都市部における介護施設整備の加速化に資するよう国有地を有効に活用するためには、地域における介護施設整備の需要や課題を十分に把握し、これに的確に対応していくことが必要。そのため効果的な情報提供等のほか、まちづくりの観点からの他の公的用途との利用調整などについて関係地方公共団体と連携の下、適切に進める必要がある。
 - ② 介護施設整備に係る国有地の有効活用については、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策の中で、特に緊急対応とされているところであり、当局及び各財務事務所等幹部が関係地方公共団体幹部と面談のうえ、協力要請することで、より一層効果的な制度説明及び情報提供を行うこととした。

➢ 国有地を活用した介護施設整備における地方公共団体との連携(イメージ)



2. これまでの取組の成果等

- 関東財務局及び東京・横浜・千葉財務事務所では、対象地域(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)の関係地方公共団体に対し、財務局長名の協力要請文書を送付するとともに、当局・各財務事務所等幹部が往訪等により制度説明及び情報提供を実施(27年12月～28年3月)。
- 新制度の導入を受けて、当局では介護施設整備に係る国有地の活用として、東京都世田谷区に所在する財産について、全国の第1号案件として、28年1月に貸付料を減額した定期借地権設定契約を締結。

➢ 介護施設整備に係る国有地活用事例(第1号案件)

- ・所在地: 東京都世田谷区深沢1-29-4 (住居表示: 深沢1-32街区)
- ・土地面積: 約4,180㎡
- ・利用用途: 特別養護老人ホーム 都市型軽費老人ホーム等
- ・貸付相手方: 社会福祉法人
- ・契約締結日: 28年1月29日
- ・貸付条件等: 一般定期借地契約
- ・貸付期間: 52年間 (28年2月～80年1月)
- ・貸付始期より10年間、減額対象施設に係る貸付料を5割減額
- ・開設予定: 29年6月



3. 今後の課題と関東財務局等の対応

◀今後の課題▶

- 介護施設整備に係る国有地の活用にあたっては、各地域で介護行政を所管する地方公共団体との連携が不可欠であることから、対象地域の**地方公共団体との更なる連携が必要**。

◀今後の関東財務局等の対応▶

- 当局としては、情報提供した利用可能な国有地のリストにより**地方公共団体と具体的な協議を行い**、国有地を活用した介護施設整備に取り組んでいく。